

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事士法	法令の番号	昭和35年法律第139号				
不利益処分の種類	電気工事士免状の返納命令	根拠条項	第4条第6項				
処分基準	電気工事士法又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項に違反したとき。						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	53～